

## 介護老人保健施設（ユニット型）自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	

### I 人員基準

従業者の員数	<p>(医師)</p> <p>① 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置していますか。</p> <p>② 常勤の医師を1人以上配置していますか。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設（以下「サテライト型小規模介護老人保健施設等」という。）の場合 サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営する本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>※ 分館型介護老人保健施設の場合 当該分館型介護老人保健施設と一体として運営する基本型介護老人保健施設に配置されている医師が配置されるときに限り、非常勤職員とすることができます。 【例】入所者30人の分館型介護老人保健施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保すること。</p> <p>※ 病院又は診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている介護老人保健施設（医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。）にあっては、必ずしも常勤の医師を置く必要はありません。したがって、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えありません。ただし、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師とすることが必要です。なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めてください。</p>	厚生省令 第40号 第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1)	<p>(薬剤師)</p> <p>① 当該施設の実情に応じた適当事数配置していますか。（薬剤師の員数は、入所数の数を300で除した数以上を標準とする。）</p>	岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)	<p>(看護職員又は介護職員)</p> <p>① 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。</p> <p>② 看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度となっていますか。</p> <p>③ 看護・介護職員は、当該施設の職務に専ら従事する常勤職員をもって充てられていますか。</p>	厚生省令 第40号 第2条 岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第2号 岐阜県介護老人保健施設基準要綱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)	<p>※ ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えない。</p> <p>ア) 常勤職員である看護・介護職員が県条例によって算定される員数の7割程度確保されていること。</p> <p>イ) 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。</p>	厚生省令 第40号 第2条 岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第2号 岐阜県介護老人保健施設基準要綱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	<p>(支援相談員)</p> <p>① 1以上配置していますか。（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上。）</p> <p>② 常勤職員を充てていますか。</p> <p>※ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合 当該施設の入所者に対するサービスが適切に行われる場合にあっては実情に応じた適当事数でよい。</p> <p>(4) ※ サテライト型小規模介護老人保健施設の場合 当該施設と一体として運営される本体施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が、双方の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>※ 分館型介護老人保健施設の場合 基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充ることができること。 【例】入所者30人の分館型介護老人保健施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保すること。</p>	岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第3号 岐阜県介護老人保健施設基準要綱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5)	<p>(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)</p> <p>① 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置していますか。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設等の場合 当該サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている理学療法士等によるサービス提供が、本体施設又は併設医療機関及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第4号 岐阜県介護老人保健施設基準要綱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)	<p>(栄養士)</p> <p>① 入所定員100以上の施設にあっては、1以上配置していますか。</p> <p>② 常勤職員を充てていますか。</p> <p>※ ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えない。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設等の場合 当該サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設医療機関に配置されている支援相談員によるサービス提供が、双方の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第5号 岐阜県介護老人保健施設基準要綱			

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
管理者	<p>(介護支援専門員)</p> <p>① 1以上配置していますか。（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とすること。）</p> <p>② 専らその職務に従事する常勤の者を1名以上配置していますか。（増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることが可能。）</p> <p>③ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていませんか。（増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。）</p> <p>※ ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。</p> <p>※ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設においては、当該施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われる場合にあっては、実情に応じた適当事数でよい。</p> <p>※ サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められるときは、置かないことができる。</p>	岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第6号 岐阜県介護老人保健施設基準要綱	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(8)	<p>(調理員、事務員その他の従業者)</p> <p>① 施設の設置形態等の実情に応じた適当事数を配置していますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第4条 第1項第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(9)	<p>(入所者の数)</p> <p>① 従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値とありますか。</p> <p>※ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数によって算定していますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第4条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1)	<p>① 施設ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>② 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。</p> <p>→ 下記の事項について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務の有無（有・無）</li> <li>・当該施設内で他職種と兼務している場合は、その職種名（）</li> <li>・同一敷地等の他事業所等と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所等：（） 職種名：（） 勤務時間：（）</li> </ul>	岐阜県条例 第80号 第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「1日ごとの利用者数実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。  
 ①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>II 設備基準</b>					
施設の基準	<p>以下に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニット（療養室・共同生活室・洗面設備・便所）</li> <li>○診察室                   ○機能訓練室</li> <li>○浴室                   ○サービス・ステーション</li> <li>○調理室                   ○洗濯室又は洗濯場</li> <li>○汚物処理室</li> </ul> <p>(1) ※ サテライト型小規模介護老人保健施設の場合 本体施設を利用することにより双方の施設の入所者の待遇が適切に行われると認められる場合は、調理室、洗濯室、汚物処理室を有しないことができる。</p> <p>※ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合 併設される病院又は診療所の施設を利用するることにより、双方の施設の入所者の待遇が適切に行われると認められる場合は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。</p>	厚生省令 第40号 第41条第1項 岐阜県条例 第80号 第45条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(療養室)</p> <p>① 一の療養室の定員は、1人となっていますか。 ただし必要に応じて2人とすることは可能。</p> <p>② 入所者1人当たりの床面積（洗面設備の設置に要する床面積及び収納設備の設置に要する床面積を含む）は、10.65m<sup>2</sup>以上となっていますか。</p> <p>③ 地階に設けられていませんか。</p> <p>④ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面していますか。</p> <p>⑤ 寝台又はこれに代わる設備を設けていますか。</p> <p>⑥ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えていますか。</p> <p>⑦ ナース・コールを設けていますか。</p>	厚生省令 第40号 第41条第2項 第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(共同生活室)</p> <p>① ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有していますか。</p> <p>② 床面積は、2m<sup>2</sup>に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>③ 1のユニットの利用定員は10人以下となっていますか。</p>	厚生省令 第40号 第41条第2項 第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(洗面所)</p> <p>① 療養室ごと又は共同生活室ごとに、適當数を設けていますか。 ② 要介護者が使用するのに適したものですか。</p>	岐阜県条例 第80号 第45条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(便所)</p> <p>① 療養室ごと又は共同生活室ごとに、適當数を設けていますか。 ② ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっていますか。 ③ 常夜灯を設置していますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第45条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	(6) (浴室) ① 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。 ② 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けていますか。	岐阜県条例 第80号 第45条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(機能訓練室) ① 1m <sup>2</sup> に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有していますか。 ※ サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、40m <sup>2</sup> 以上の面積を有していますか。 ② 必要な器械・器具を備えていますか。	厚生省令 第40号 第41条第2項 第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設備の基準	(建物) ① 耐火建築物となっていますか。 ② 準耐火建築物の場合は、以下のいずれかの要件を満たしていますか。 イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ロ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 当該施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 (2) 第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	岐阜県条例 第80号 第45条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(階段) ① 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けていますか。 ② 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けていますか。 (ただし、①に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。) ③ 階段には、手すりを設けていますか。	岐阜県条例 第80号 第45条第4項			
	(廊下の構造) イ 廊下幅は、1.8m（中廊下にあっては、2.7m）以上となっていますか。 ロ 手すりを設けていますか。 ハ 常夜灯を設置していますか。	岐阜県条例 第80号 第6条第1項 第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) ① 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	岐阜県条例 第80号 第45条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(廊下の構造) イ 廊下幅は、1.8m（中廊下にあっては、2.7m）以上となっていますか。 ロ 手すりを設けていますか。 ハ 常夜灯を設置していますか。	岐阜県条例 第80号 第45条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
(6)	<p>※ 木造かつ平屋建ての介護老人保健施設においては、次の要件を満たしていますか。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造となっていますか。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能となっていますか。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保により、円滑な避難が可能となっていますか。また、避難訓練を頻繁に実施していますか。配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能となっていますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第45条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

### III 運営基準

内容及び手続きの説明・同意	入所者のサービス選択に資すると認められる重要な事項（※）について記した文書を交付し、入所申込者又はその家族に対し説明を行い、入所申込者の同意（書面による確認が望ましい）を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止等の人権擁護の取組等	岐阜県条例 第80号 第7条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	岐阜県条例 第80号 第8条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合は、適切な病院もしくは診療所を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。	岐阜県条例 第80号 第9条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	<p>① 入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、認定有効期間を確認していますか。</p> <p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護保健施設サービスを提供していますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第10条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	<p>① 入所申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。</p> <p>② 入所者が要介護認定を申請していない場合、入所者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>③ 遅くとも、入所者の要介護認定有効期間の満了日30日前には、要介護認定の更新申請が行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第11条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
入退所	<p>① 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めていますか。</p> <p>② 入所申込者の入所に際して、居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。</p> <p>③ 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討していますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第12条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	<p>④ 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し、これを記録していますか。</p> <p>上記の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者との間で協議していますか。</p> <p>その検討は、入所後早期に、また、病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが、少なくとも3ヶ月ごとに実施していますか。</p> <p>⑤ 入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めていますか。</p> <p>また、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>				
サービスの提供の記録	<p>① 入所に際しては入所年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載していますか。</p> <p>② サービスを提供した場合は、具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録していますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第13条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、入所者から入所者負担分の支払を受けていますか。	岐阜県条例 第80号 第46条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	岐阜県条例 第80号 第46条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を入所者から受けてしまいませんか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 居住に要する費用 ③ 特別な居室の提供に伴う費用 ④ 特別な食事の提供に伴う費用 ⑤ 理美容代 ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担せざることが適當と認められるもの	岐阜県条例 第80号 第46条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払いを受けていませんか。	岐阜県条例 第80号 第46条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) (3)の①～④に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」によっていますか。	岐阜県条例 第80号 第46条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) (3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ていますか。 ※ただし、①～④に掲げる費用にかかる同意については文書によります。	岐阜県条例 第80号 第46条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 入所者からサービスの提供に要した費用につき、支払いを受けたときは、領収証を交付していますか。	介護保険法 第48条第7項 (第41条第8項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、サービス提供に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を入所者に交付していますか。	岐阜県条例 第80号 第15条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
介護保険施設サービスの取扱方針	(1) 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮されていますか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 入居者のプライバシーの確保に配慮されていますか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第3項			
	(4) 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等を常に把握されていますか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第4項			
	(5) 入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 前記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	岐阜県条例 第80号 第47条 第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設サービス計画の作成	(1) 当該施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第1項(準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第1号(準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第2号(準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) (4)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第3号(準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第4号(準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
計画担当介護支援専門員による施設サービス計画の作成・変更等	(6) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的見地からの意見を求めていますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第5号 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ていますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第6号 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付していますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第7号 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第8号 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 計画担当介護支援専門員は、(11)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入所者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第9号 (準用)			
	(11) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入所者が要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	岐阜県条例 第80号 第17条 第2項第10号 (準用)			
	(12) 施設サービス計画の変更にあたっては、上記(3)から(10)により行っているか。	岐阜県条例 第80号 第17条 第3項 (準用)			
診療の方針	(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第18条 第2項 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第18条 第2項 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第18条 第2項 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第18条 第2項 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、省令第15条第5号の厚生労働大臣が定めるものほかに行っていませんか。 ※療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第5に定める療法等	岐阜県条例 第80号 第18条 第2項 (準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	(6) 省令第15条第6号の厚生労働大臣が定めるもので定める医薬品（※）以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方にいませんか。 ※療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第6に定める医薬品等	岐阜県条例 第80号 第18条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	(1) 当該施設の医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適當な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。	岐阜県条例 第80号 第19条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該施設の医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させていませんか。	岐阜県条例 第80号 第19条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 当該施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第19条 第3項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 当該施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第19条 第4項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
機能訓練	(1) 当該施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第20条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにしているか。また、入所者一人について、少なくとも週2回程度行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第20条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
看護及び医学的管理のもとにおける介護	(1) 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴させ、または清しきを行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第4項			
	(5) 当該施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていませんか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 当該施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 当該施設は、(1)～(4)のほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	(8) 当該施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。	岐阜県条例 第80号 第48条 第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
食事の提供	(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	岐阜県条例 第80号 第49条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第49条 第2項			
	(3) 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。	岐阜県条例 第80号 第49条 第3項			
	(4) 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。	岐阜県条例 第80号 第49条 第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
相談及び援助	(1) 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第23条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
社会生活上の便宜の提供等	(1) 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	岐阜県条例 第80号 第50条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	岐阜県条例 第80号 第50条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
入所者に関する市町村への通知	入所者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ① サービス利用に関する指示に従わぬことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ② 偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	岐阜県条例 第80号 第25条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の業務	(1) 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第27条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 管理者は、施設の従業者に、基準条例の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第27条 第2項（準用）			
計画担当介護支援専門員の業務	(1) 計画担当介護支援専門員は、入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。	岐阜県条例 第80号 第28条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 計画担当介護支援専門員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討していますか。	岐阜県条例 第80号 第28条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 計画担当介護支援専門員は、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第28条 第3項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 計画担当介護支援専門員は、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供していますか。また、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携していますか。	岐阜県条例 第80号 第28条 第4項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	(5) 計画担当介護支援専門員は、身体的拘束等の態様及び時間、その時の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。（やむを得ず身体拘束等を行う場合）	岐阜県条例 第80号 第28条 第5項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 計画担当介護支援専門員は、苦情の内容等を記録していますか。（苦情を受け付けた場合）	岐阜県条例 第80号 第28条 第6項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 計画担当介護支援専門員は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合）	岐阜県条例 第80号 第28条 第7項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 施設の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> ユニットの数及びユニットごとの入居定員 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 施設の利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 <input type="checkbox"/> 苦情を処理するために講ずる措置の概要 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	岐阜県条例 第80号 第51条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	(1) 施設ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	岐阜県条例 第80号 第52条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) ①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護・介護職員を配置していますか。 ②夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護・介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 ③ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。	岐阜県条例 第80号 第52条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 当該施設の従業者等によってサービスを提供していますか。 ※ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。	岐阜県条例 第80号 第52条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 従業者に対して研修の機会を確保していますか。	岐阜県条例 第80号 第52条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定員の遵守	(1) ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えてサービス提供を行っていませんか。 ※ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	岐阜県条例 第80号 第53条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的な計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てていますか。	岐阜県条例 第80号 第32条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 非常災害に備えて関係機関等の連携体制等の整備を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第32条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第32条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	(1) 入所者の使用する食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。また、医薬品及び医療機器の管理を適切に行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第33条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催していますか。また、その結果について、介護職員その他の従業者に周知していますか。</li> <li>② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</li> <li>③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に開催していますか。（年2回以上及び新規採用時）</li> <li>④ 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（※）に沿った対応が行われていますか。 ※H18.3.31厚生労働省告示第268号</li> </ul>	岐阜県条例 第80号 第33条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
協力病院等	<p>(1)</p> <p>入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めていますか。（施設からおおむね20分以内の近距離にあることが望ましい）</p> <p>(2)</p> <p>あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第34条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	<p>(1)</p> <p>施設の見やすい場所に、運営規程の概要や、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。</p> <p>(2)</p> <p>前記の重要な事項について、ホームページに掲載する等、周知に努めていますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第35条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	<p>(1)</p> <p>正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>(2)</p> <p>当該施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>(3)</p> <p>居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）</p>	岐阜県条例 第80号 第36条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 また、居宅介護支援事業者又はその事業者から、施設の退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の収受をしていませんか。	岐阜県条例 第80号 第37条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	<p>(1)</p> <p>苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。また、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を入所申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示していますか。</p> <p>苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：</p> <p>(2) 苦情相談等の受付日、内容等を記録・保存していますか。</p>	岐阜県条例 第80号 第38条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		岐阜県条例 第80号 第38条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第38条 第3項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	岐阜県条例 第80号 第38条 第4項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 入所者からの苦情に関して国保連が行なう法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	岐阜県条例 第80号 第38条 第5項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	岐阜県条例 第80号 第38条 第6項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域等との連携	(1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図っていますか。	岐阜県条例 第80号 第39条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めていますか。	岐阜県条例 第80号 第39条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針の整備 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 ③事故発生防止のための検討委員会の開催 事故発生防止のための従業者に対する研修の実施（年2回以上）	岐阜県条例 第80号 第40条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	岐阜県条例 第80号 第40条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 上記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	岐阜県条例 第80号 第40条 第3項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有　・　無	岐阜県条例 第80号 第40条 第4項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	岐阜県条例 第80号 第41条（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	岐阜県条例 第80号 第42条 第1項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	(2) 入所者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存していますか。 ① 施設サービス計画 ② 第12条第4項に規程する居宅において日常生活を営むことができるかどうかにかかる検討内容等の記録 ③ 具体的なサービスの内容等の記録 ④ 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 入所者に関する市町村への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	岐阜県条例 第80号 第42条 第2項（準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
虐待防止	(高齢者虐待の防止) 入所者の人格を尊重し、入所者のため忠実にその職務を遂行していますか。 ※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。 ※高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、入所者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること。	法 第74条 第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

#### IV 許可事項の変更・変更の届出等

	(1) 下記の事項に変更があったときは、都道府県知事の許可を受けていますか。 ① 敷地面積 ② 建物構造・平面図 ③ 敷地の共用の有無・共用の場合の利用計画 ④ 運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。） ⑤ 協力病院の名称及び診療科目並びに契約の内容	法 第94条 施行規則 第136条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 下記の事項に変更があったとき、又は休止した介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。 ① 施設の名称及び所在地 ② 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該許可にかかる事業に関するものに限る） ④ 併設する施設の概要 ⑤ 施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分を除く。） ⑦ 協力歯科医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容 ⑧ 施設介護サービス費の請求に関する事項 ⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑩ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	法 第99条 施行規則 第137条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 当該施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止日の1ヶ月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。	法 第99条 施行規則 第137条 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	